

道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部改正法案の概要

第一 「疾病運転」の防止措置の明記

事業者は、事業用自動車のドライバーが疾病により安全な運転ができないおそれがある状態での運転（「疾病運転」）の防止のための措置を講じなければならないことを法律上明記。

対象事業者	バス・タクシー事業者（道路運送法27条） トラック事業者（貨物自動車運送事業法17条）
-------	--

[事業者に課せられる義務]

疾病運転についても省令に規定

現行

過労運転の防止措置

その他の輸送の安全（及び旅客の利便）の確保に必要な省令規定事項の遵守

法律上明記

改正後

過労運転の防止措置

疾病運転の防止措置

その他の輸送の安全（及び旅客の利便）の確保に必要な省令規定事項の遵守

違反した場合は是正命令

第二 検討条項

背景

貸切バスについて、不適切契約等により運行の安全が確保されず、多数の旅客に甚大な被害のおそれ

政府は、貸切バス事業者の増加状況、法令順守状況、事故の発生状況等を勘案し、貸切バスの運行の安全の確保を実質的に行うための方策を検討

施行期日：第一は、公布日から1月を経過した日。第二は、公布日。